

＜報道発表資料＞

健康福祉部 社会福祉課

担当 課長 倉林

電話 048-996-2111（内線 259）

E-mail: shakaifukushi@city.yashio.lg.jp

子育て福祉部 子育て支援課

担当 課長 小林

電話 048-996-2111（内線 406）

E-mail: kosodate@city.yashio.lg.jp



ハッピーごまちゃん®

住民税非課税世帯等臨時特別給付金および子育て世帯生活支援特別給付金の支給に関する予算を5月16日に専決処分

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰等に直面する生活困窮者等（住民税非課税世帯等）や低所得の子育て世帯（児童扶養手当受給者等）への支援を行うため、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（1世帯当たり10万円）および子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり5万円）を給付します。

これらの給付に関して必要となる予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年5月16日に専決処分しました。

1 予算額

(1) 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

① 事務費（委託料など）	34,330 千円
② 給付金（2,000世帯を想定）	200,000 千円
合 計	234,330 千円

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金

① 事務費（委託料など）	6,234 千円
② 給付金（2,200人の児童を想定）	110,000 千円
合 計	116,234 千円

2 補助金等

1の(1)および(2)については、全額国庫補助金等の交付を受ける予定です。

3 参考資料（別添）

「令和4年度八潮市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分について」

【問い合わせ先】 住民税非課税世帯等臨時特別給付金関係：社会福祉課
子育て世帯生活支援特別給付金関係：子育て支援課

令和4年度八潮市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する予算措置及び低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する予算措置について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年5月16日に専決処分したものである。

補正予算の主な内容

補正前予算規模	37,780,000千円
今回補正規模	350,564千円
補正後予算規模	38,130,564千円

1 歳入

- (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金について予算化する。

200,000千円
- (2) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事務費補助金について予算化する。

34,330千円
- (3) 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金について予算化する。

116,234千円

2 歳出

- (1) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給に係る経費を予算化する。

234,330千円

・ 通信運搬費

(560千円)

・ 手数料

(396千円)

・ 臨時特別給付金申請受付等業務委託料

(13,134千円)

・ 臨時特別給付金情報処理等業務委託料

(20,240千円)

・ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金

(200,000千円)
- (2) 低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給に係る経費を増額及び予算化する。

116,234千円

・ 印刷製本費

(71千円)

・ 通信運搬費

(168千円)

・ 手数料

(220千円)

・ 子育て世帯生活支援特別給付金対応システム改修委託料

(5,775千円)

・ 子育て世帯生活支援特別給付金

(110,000千円)

問い合わせ

八潮市企画財政部財政課 長嶋
電話 048-996-2111 内線380